

令和4年4月1日

安全管理者・衛生管理者・労務管理者へもご回覧ください！！

事業主各位

事業主	安全管理者	衛生管理者	労務管理者

一般社団法人酒田労働基準協会
会長 高橋 幸雄

『安全衛生推進者』養成講習のご案内

労働安全衛生法第12条2項により、10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では、安全衛生推進者の選任が義務付けられております。

事業場内では、年度始まりに新たに安全衛生推進者を選任することになった或は選任者が異動した・退職したなどによって安全衛生推進者の未選任になる事態がよく見うけられますので、標記の「安全衛生推進者」養成講習を開催することに致しました。

貴事業場で安全衛生推進者の未選任にならないよう受講頂きますようご案内申し上げます。

記

- 日時： 令和4年6月22日(水) ～ 23日(木)
22日 9時00分～17時40分
23日 9時00分～12時00分
- 会場： 酒田市総合文化センター4F (酒田市中心西町2-59 TEL24-2992)
- 講習内容：

(1) 安全管理	2時間
(2) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2時間
(3) 作業環境管理及び作業管理	2時間
(4) 健康保持増進対策	1時間
(5) 安全衛生教育	1時間
(6) 安全衛生法関係令	2時間
- 申込期限： 6月15日(水) 定員は24名。期限前でも定員になり次第締切ります。
- 受講料： 基準協会会員 14,000円/名、会員外 19,000円/名 (テキスト含む)
※ 昼食代は含まれておりません。
- 注意事項： 申込みいただく前に、当協会ホームページ「新型コロナウイルス感染症に
関して、当協会が開催する講習会等の対策について～」をお読みください。
現在、①県外在住の方、②開催日より2週間以内に県外へ出張・旅行等を行った方、③2週間以内に県外からの来県者(家族も含めて)との濃厚接触があった方、④2週間以内に海外への渡航を行った方の受講はお断りしています。
- その他： 遅刻、途中退席等をされたときは、修了証を交付できませんのでご注意ください。

申込要項

- 受講申請： 下記申込書により申込のこと。 FAXでも可 FAX 22-1316
◇銀行振込の場合、荘内銀行酒田中央支店普通預金（口座番号 136413）
振込手数料は、貴社にてご負担願います。
また、銀行振込の受領書をもって領収証に代えさせていただきます。
- 申込先： 〒998-0044 酒田市本町 1-2-52 一般社団法人 酒田労働基準協会
問合せ先 TEL 0234-22-1311
- 注意事項： ※ 受講の取り消しは、講習初日から3営業日前迄とし、以後の取り消しには、受講料の返金は致しません。
※ 申込書記入欄不足の場合はコピーをとって下さい。
※ 受講料の納付がなければ受講申込受付が完了致しませんので、早めに納付手続きをお願い致します。
※ 受講取消しに伴う受講料返金の場合、振込手数料は貴社にてご負担願います。

『安全衛生推進者養成講習』 受講申込書

事業場名			
所在地	〒 TEL ()		
連絡担当者	所属部課	氏名	
受 講 者	氏名 (フリガナ)	生年月日	現住所
		S · H 年 月 日生	
		S · H 年 月 日生	
		S · H 年 月 日生	

◇ 上記の通り 名分 計 円

◇ 払込方法は、下記のいずれかに✓を記入して下さい。

- 受講料を添えて申込み致します。
- 後日持参致します。
- 月 日 振込にて申込み致します。

令和4年 月 日

一般社団法人酒田労働基準協会行